

成年後見制度利用促進・権利擁護推進セミナー開催要領

—自己決定権の尊重と地域における連携ネットワーク、司法と福祉の連携と役割—

- 1 趣 旨 「成年後見制度利用促進法」が昨年5月に施行し、国においては「成年後見制度利用促進基本計画」が今年3月に閣議決定されました。

この基本計画では、各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、『広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、不正防止効果にも配慮すべきである。』としています。

このような状況の中で、成年後見制度利用促進に向けて、市町村行政・関係機関、専門職団体の役割を明確にして成年後見制度の利用促進を図る方法等について研究協議することを目的に開催します。

- 2 主 催 公益社団法人長野県社会福祉士会

- 3 後 援 長野県／長野県社会福祉協議会／長野県弁護士会／成年後見センター・リーガルサポートながの

- 4 日 時 平成30年1月23（火）13：00～16：30

- 5 会 場 塩尻総合文化センター講堂（塩尻市大門七番町4-3 TEL0263-54-1253）

（高速道路 塩尻IC 約3km、約5分）

- 6 日程/内容

12:00～ 受 付

13:00～ 開 会

13:10～ 基調講演

◇ 演 題 成年後見制度利用促進基本計画と成年後見制度の現状と課題

◇ 講 師 西岡 慶記 氏（最高裁判所事務総局家庭局 局付裁判官）

14:20～ <休憩>

14:30～ シンポジウム

◇ テ ー マ 自己決定権の尊重と地域における連携ネットワークづくり

◇ コメンテーター 西岡 慶記 氏（前掲）

◇ シンポジスト 五味 弘行 氏（長野県弁護士会、高齢者・障害者委員長）

〃 高野 哲浩 氏（リーガルサポートながの支部長）

〃 三村 仁志 氏（長野県社会福祉士会 前会長）

〃 矢澤 秀樹 氏（上伊那成年後見センター所長）

◇ コーディネーター 山口 光治 氏（淑徳大学副学長・教授、

日本社会福祉士会・後見利用促進等研究委員会WG委員長）

16:30— 閉 会

- 7 参加者 定員：300人

① 市町村行政・福祉事務所・地域包括支援センター・障害者総合支援センター職員 等

② 成年後見支援センター、社会福祉協議会職員・福祉施設事業所・病院 等

③ 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 等

④ その他、民生児童委員、ボランティア、学生等関心ある人どなたでも

- 8 参加費 無 料

- 9 申込先 様式により 1月15日（月）までにFAX（026-266-0339）もしくははメール（info@nacsw.jp）にてお申込みください。

- 10 問合先 長野県社会福祉士会事務局 TEL026-266-0294



FAX送信先：026-266-0339

成年後見制度利用促進・権利擁護推進セミナー 申込書

長野県社会福祉士会御中

代表者名	人数人
代表者 連絡先	(住所) 〒 -		
(自宅・勤務先)	Tel() -	Fax() -	
主な 所属等	<input type="checkbox"/> で困ってください <input type="checkbox"/> ・市町村行政 ・福祉事務所 ・地域包括支援C ・障害者総合支援C <input type="checkbox"/> ・成年後見支援C ・社協 ・福祉施設 ・福祉事業所 ・病院 <input type="checkbox"/> ・弁護士 ・司法書士 ・社会福祉士 ・介護支援専門員 ・その他 () <input type="checkbox"/> ・民生委員 ・ボランティア ・学生 ・その他 ()		
1 シンポジウムで触れて欲しい内容・質問等書いてください			
2 成年後見制度や権利擁護についてのご意見等書いてください。			